

北海道支部会則運用内規

1.事務局の設置

会則第2条 本支部の事務局は事務局長の執務場所におく。

2.会議の議長

支部総会、支部評議員会の議長は支部長がつとめる。

支部長が議長遂行不可能の場合、副支部長が代行する。

3.各種委員会

支部会則第4条の事業を行うために下記の委員会を設置する。

- 1) 研修委員会
- 2) 査読委員会
- 3) 編集委員会
- 4) 広報委員会
- 5) 倫理委員会
- 6) 選挙管理委員会

2012年5月12日 支部総会承認

2023年6月5日一部改正 支部総会承認